

2010年1月14日

鈴木 征四郎

R S F 第11回放射線防護研究会

「放射性廃棄物のクリアランス制度のあり方」の記録

日時・場所：2009年12月26日(土) 13:30~17:30、千代田テクニカル本社2階会議室

参加者：約70名(別途報告)

講演概要

(1) 原電・山内氏から東海発電所のクリアランス運用実績と改善課題が紹介された。2005年にクリアランス制度に関する炉規法の改定・施行がなされ、2006年から東海発電所で運用が開始された。これまで金属撤去材約400トンの検認が終了し、約100トンが鋳造加工されて関係機関で利用されている。この運用実績を重ねるに従い、課題として、クリアランス測定・評価の作業手順の合理化、再利用方策の拡大、限定再利用実績の蓄積とフリーリリースに向けた準備、が挙げられており、これらを改善して次の段階へ進むべく、周辺情報が紹介された。またNR物の搬出では、指定手順の「念のため測定」に理論検出限界を適用しており、測定評価で有意値が検出されて保安院から改善指摘を受け、工事が停止された。その原因分析、総点検を行ない、管理強化を図ることとして3ヵ月後に工事再開が認められた。

(2) KEK・榎本氏から、RI法のクリアランス制度化動向が紹介された。RI法は、文科省・放射線安全規制検討会にて法改定の検討が進められており、2010年に法改正、2011年に政令、告示等の改正を行なう予定となっている。RI事業所は炉規法関連事業所に比べて、数が多い、規模が小さい、新設・廃止が多い、総核種数が多い、個々の事業所の使用核種は許可限定、廃棄物の物量は少ないが形態は多様などの特徴がある。そのクリアランス制度設計は炉規法に準じた制度とし、‘RI法の利用者がクリアランス申請して国が許可’、‘クリアランス評価は国又は登録機関が確認’するもので、現行の廃止届による規制からの解除に比べ変更影響が大である。クリアランスレベル設定では、炉規法と異なる再使用や焼却などのシナリオも含まれ、核種数も多くなり、代表核種での評価がなじまない場合もある。既に試算値が報告されているが、実際のレベルは今後審議されることとなる。放射線発生装置では放射化物の規制が取り入れられることから、排水、排気、保管廃棄の設備、汚染検査室の設置等が義務付けられる見込みであり、十分議論されるべきである。また、現行法の規制免除レベルとの仕分けについても、社会に対する説明も考慮した検討がなされるべきである。国レベルでの検討に遅れず、学会等においては必要な管理と過剰な規制の回避に向けた意見表明を行なう検討が求められる。

(3) コメンテーター1：放射線技術学会・藤淵氏から、医療機関から見た法制度化への提案が発表された。国内にはリニアック、サイクロトロンなどの放射線発生装置が1411台利用されていて、医療機関が1038台を占める。そのクリアランス制度化に際しては、エネ

ルギーや機種による分類、運転時間や計算評価により、クリアランスレベルを超えないことが明らかな形式や機種は、検認の指定対象外とすべき。また、物量が少なく、放射化対象が限定されるなどから、運転記録等も加味した事前評価の考慮が望まれる。

(4) コメンテーター2：鉄リサイクル工業会・影島氏より、スクラップの回収加工処理、卸売り企業が921事業所の団体からの意見発表があった。国内で年間4000万トンのスクラップ鉄が流通し、600万トンが主に東南アジアに輸出されている。スクラップ回収事業者は、電炉事業者(加工事業者)に納品するが、約60社の電炉事業者では、放射性物質の混入防止対策としていずれもトラックモニタを設置している。近年、ウラン、トリウムなどの天然核種を含むスクラップがトラックモニタにて発見され、その選別回収処理、廃棄処分の責任分担が問題となってきている。リサイクル工業会としては、電炉事業者のトラックモニタ警報が鳴るか否かが関心事で、発報時にクリアランスレベル以下であるとの説明や、検認証を示されても意味を持たない。モニタを通るか否かがスクラップ受入れの判断ポイントとなる。

質疑応答、コメント

- ・個々の事例を見ると、住民への安全配慮不足が感じられる。
- ・トラブルを生ずると企業にとっては存亡の危機に係るものがある。
- ・トラックモニタの警報はどのように設定されているか？何Bqで警報が鳴るか？
- ・放射能のないことの証明は科学的に不可である。精度と確度の問題を忘れている。
- ・リニアックの6MV以下は放射化せずとする根拠は大丈夫か？
- ・加速器の使用時間はカウントされているか？
- ・半減期を考慮したクリアランス判定の現実性は？
- ・法令の信頼性が、技術進歩に追随してきていない。
- ・RI協会の廃棄物処分の費用負担はどうなるのか？特に医療廃棄物は？
- ・放射線以外の有害廃棄物の処分はシナリオ評価ではどのように考慮されるのか？
- ・リサイクル工業会で、放射性物質発見時の対応策を共同して実施できないか？
- ・大学・研究所等の廃棄物の処分先と国民負担はどうなるのか？受益者は誰か？
- ・クリアランスの運用にかかわる単価はどの程度か、廃棄物扱いと比較した採算性は？
- ・医療現場への過剰な規制による対応費用は国民負担に帰することとなる。